

環境省
支障除去等基金で報告書
産業界と調整、総額を決定

環境省「支障除去等に関する基金のあり方懇談会（座長・浅野直人・福岡大学法学部教授）は10月29日、これとめ、公表した。までの議論を集約した報告書「関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について」をまとめた。

同基金は、産業廃棄物の不法投棄等により生活環境保全上の支障がある事案に対し、行政代執行による支障除去を行った都道府県等を財政面で支援するもの。

実行計画三(二年目)によると、この二つは、貴重な資源を回収するための活動である。しかし、これらの活動が行われる一方で、資源の過剰供給や資源の無駄消費が問題となってしまった。そこで、資源の循環利用を促進するため、資源の回収と資源の供給を統合する新たな方針が策定された。

この方針では、資源の回収と供給の統合によって、資源の効率的な利用が実現され、資源の無駄消費が抑制されることが期待される。また、資源の回収と供給の統合によって、資源の循環利用が促進され、資源の供給が安定化する一方で、資源の回収が増加するため、資源の供給が過剰化する問題が緩和されることが期待される。

この方針は、資源の循環利用を促進するための重要な方針であり、資源の効率的な利用と資源の循環利用の両面で大きな影響を及ぼすものである。

紹介すると、同省が実施する今年度の実態調査で今後支援が必要と考えられる不法投棄等の事案を精査し、必要な額を試算し、懇談会で決定する。またその総額を勘案し、2010年度以降、産業界からの基金への拠出額を、産業界へ新たな支援スキームとして紹介された事業で積み立てられた場合、2010年度以降新たに内閣が実施する事案等で支援が必要となつた場合、併せて改めて検討され、支援スキームにより、可能な範囲で支援する。

は商務特指官の意向等も踏まえ、今年度内にも同懇談会で検討に着手し、2012年度末までの3年間で結論を得る。
今後は、今年度末をめどに開催される予定の懇談会で2010年度以降に積み増しきることが必要な金額が決定される予定。

平成21年11月9日
週刊循環経済新聞